

告 示

埼玉県告示第二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価

公聴会

二 日時及び場所

ア 令和二年一月二十八日（火）十四時から十五時まで

三郷市役所 全員協議会室

イ 令和二年一月二十八日（火）十七時から十八時まで

吉川市役所 三〇五会議室

ウ 令和二年一月二十九日（水）十四時から十五時まで

草加市立柿木公民館 会議室

エ 令和二年一月二十九日（水）十七時から十八時まで

越谷市役所 第三庁舎一階会議室一

オ 令和二年一月三十一日（金）十四時から十五時まで

八潮市立八條公民館 会議室二

三 都市計画決定権者の名称

三郷市

四 意見を聴こうとする事項

三郷市が作成した草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見